

資料 1. 枠組壁工法耐火建築物設計・施工自主規定

2018年7月1日

(一社) 日本ツーバイフォー建築協会

枠組壁工法耐火建築物設計・施工自主規程

1. 目的

枠組壁工法耐火建築物の設計・施工が適正に行われるよう、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会(以下「当協会」という。)が資格・講習会制度を設け、遵守すべき重要事項、運用手続き等について定めることにより、枠組壁工法耐火建築物の健全な普及を図ることを目的とする。

2. 適用の範囲

この規程は、枠組壁工法耐火建築物について適用する。

3. 耐火建築物設計者講習会

講習会は、「枠組壁工法耐火建築物設計・施工の手引」を主テキストとする枠組壁工法による耐火建築物全般に関する講義とする。

4. 枠組壁工法耐火建築物設計者(以下「耐火設計者」)

「耐火設計者」は、当協会が行う枠組壁工法の耐火建築物の設計及び施工のための講習会(「耐火建築物設計者講習会」)修了者で下記の要件を満たす者が登録することができる。

(1) 登録要件

建築の実務経験が5年以上あり、かつ一級建築士、二級建築士、木造建築士、一級建築施工管理技士または二級建築施工管理技士(仕上げを除く)の資格を有していること。

(2) 登録有効期間

登録有効期間は、講習会受講日から5年後の年度末とし、満了日を迎えたときは登録が失効する。

(3) 登録の更新

登録を継続する場合は、登録有効期間前までに耐火建築物設計者講習会を受講することで登録期間を延長することができるものとする。

(4) 登録料

別途定める。

資料 1. 枠組壁工法耐火建築物設計・施工自主規定

(5) 登録内容の変更

所属会社が変わるなど登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更届を当協会に提出しなければならない。

5. 枠組壁工法大臣認定仕様使用承諾制度

大臣認定仕様の使用承諾は、1時間耐火と2時間耐火の区別なく、「耐火設計者」の申請と「耐火構造検査員」の工事検査を条件として行う。

6. 耐火設計者の業務

枠組壁工法耐火建築物を設計・施工する際の耐火設計者の基本業務は以下の通りとする。

- (1) 「耐火設計者」は本規程の趣旨を踏まえ、「枠組壁工法耐火建築物設計・施工の手引」に即して耐火建築物の適正な設計・施工に努めるものとする。
- (2) 「耐火設計者」は耐火建築物全般に関する知識をもとに、工事施工者が適切な施工を行なえるよう、援助を行うものとする。
その際、工事施工者に当協会で作成した「耐火構造検査チェックリスト」または当該チェックリストをもとにこれと同等なものとして「各社で作成した耐火チェックリスト」（以下、「耐火構造検査チェックリスト等」という。）を渡し、耐火構造検査員による工事検査を行わせるものとする。
- (3) 「耐火設計者」は耐火構造検査員より検査後の「耐火構造検査チェックリスト等」を受け取り検査結果を確認する。
- (4) 当協会等取得の大臣認定仕様を利用する場合には以下によるものとする。
 - 1) 本認定を用いる場合は、使用承諾申請を行うとともに「枠組壁工法耐火建築物標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）・「枠組壁工法耐火建築物標準詳細図」（以下「標準詳細図」という。）を当協会に請求する。また、その際一棟毎に「枠組壁工法耐火建築物大臣認定仕様使用承諾書」（以下「使用承諾書」という。）、「耐火構造大臣認定書の写し」（鑑および添付図書を含む。以下「認定書の写し」）を有料で当協会より購入する。
 - ①使用承諾申請書には、耐火設計者名（工事監理者名含む）、工事名称、建設場所、工事施工者、申請物件概要、耐火構造工事検査員名、その他の所定事項を明記する。
 - ②標準仕様書・標準詳細図は、会員は会員ウェブサイトよりダウンロード、会員外は有料にて当協会より購入する。
 - 2) 建築工事請負契約書または売買契約書には、使用承諾書および本認定の認定書の写しを添付し、建築主または購入者に対し本認定の使用について当協会の承諾を得ていることを明らかにする。

資料 1. 枠組壁工法耐火建築物設計・施工自主規定

3) 標準仕様書、標準詳細図、認定書の写しおよび手引きに基づき本認定を用いた建築物の設計を行う。

- ① 標準仕様書で選択肢のあるものは該当仕様の□にチェックを入れる。
- ② 標準仕様書で「以下」、「以上」については、具体の寸法等を余白部に記入する。
- ③ 標準詳細図の非該当部分は×を記入し、その他の建築物との取り合いは個別に構造詳細図を作成する。
- ④ 耐火設計者は標準仕様書、標準詳細図に記名、捺印をしなければならない。
- ⑤ I C B A・建築行政共用データベースにて建築確認機関等は本認定の内容が確認できることから認定書の写しを建築確認申請に添付するかどうかは、当該建築確認機関による。

4) 建築確認済証の交付を受けた後、速やかに建築確認番号、特定行政庁または指定確認検査機関名を当協会に報告する。

5) 工事完了後、速やかに工事完了報告書を当協会に提出する。

(5) 耐火構造検査員が実施した検査結果（「耐火構造検査チェックリスト等」）について、協会より提出を求められた場合には、これを協会に提出しなければならない。

(6) 工事施工者に耐火検査チェックリスト等を建物竣工後、15年間保管させる。

7. その他

この自主規程に定めるものの他、運用等について必要がある場合は、別に定める。

資料 2. 枠組壁工法耐火構造検査自主規定

2018年7月1日

(一社)日本ツーバイフォー建築協会

枠組壁工法耐火構造検査自主規程

1. 目的

この規程は、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会（以下「当協会」という。）が枠組壁工法耐火構造建築物の工事に関する自主検査業務の内容を定め、良質な建築物の供給及び普及を図ることを目的とする。

2. 適用の範囲

この規程は、枠組壁工法耐火建築物について適用する。

3. 耐火構造検査員登録講習会

耐火構造検査員登録講習は、耐火構造建築物の良質な品質を確保する上で必要な耐火仕様に係る工事検査を適切な方法で行うための設計・施工基準等の知識を学ぶ講習会として位置付ける。

(1) 耐火構造検査員登録講習受講要件

耐火構造検査員登録講習会を受講する者は、自主工事検査員講習を併せて受講しなければならない。耐火設計者資格を有しているものが、耐火構造検査員資格を取得しようとする際は、耐火構造検査員登録講習会の受講を免除し、自主工事検査員講習のみを受講することにより資格登録ができる。

(2) 受講資格

受講者は当協会会員会社に所属している者とする。

(3) 受講料

別に定める。

4. 枠組壁工法耐火構造工事検査員（以下「耐火構造検査員」）

「耐火構造検査員」は、当協会が行う自主工事検査員講習及び耐火構造検査員登録講習の受講を修了し、下記の要件を満たすものが登録することができる。

(1) 登録要件

建築の実務経験が3年以上あり、かつ一級建築士、二級建築士、木造建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士（仕上げを除く）または枠組壁建築技能士の資格を有していること。

資料 2. 枠組壁工法耐火構造検査自主規定

(2) 登録有効期間

登録有効期間は講習会受講日から3年後の講習会受講月末までとし、満了日を迎えたときは登録が失効する。

(3) 登録の更新

登録を継続する場合は、登録有効期間前までに耐火構造検査員登録講習を受講することで登録期間を延長することができるものとする。

(4) 登録料

別途定める。

(5) 登録内容の変更

所属会社が変わるなど登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更届を当協会に提出しなければならない。

5. 耐火構造検査員の業務

枠組壁工法耐火建築物の良質な品質を確保するための検査の基本業務は以下の通りとする。

- (1) 耐火構造に関する当協会等取得の大臣認定仕様及び告示仕様に係る耐火構造検査は当協会に登録された耐火構造検査員が行わなくてはならない。
- (2) 当該物件の工事担当者は耐火構造検査員登録者であっても、当該物件の耐火構造検査担当を兼ねることはできない。
- (3) 耐火構造検査員は、当協会で作成した「耐火構造検査チェックリスト」または当該チェックリストをもとにこれと同等なものとして「各社で作成した耐火チェックリスト」（以下、「耐火構造検査チェックリスト等」という。）を用いて工事検査を行い、その結果は当該物件を担当する耐火設計者へ報告する。
- (4) 告示仕様により設計・施工された耐火構造部位においても、「耐火構造検査チェックリスト等」を用い検査を実施する。

6. その他

この自主規程に定めるものの他、運用等について必要がある場合は、別に定める。